

平成 29 年度第 2 回国土利用計画審議会 意見の要旨と対応(国土利用計画)

項目	頁	意見の要旨	対応方針
第 3 章 1 総合的な措置 (2) 土地の有効利用の促進		「地域ニーズに対応した幅広い公共的利用を可能とする仕組みの構築など国における新たな制度化等の動向を踏まえ、その増加の防止や円滑な利活用等に向けた取組を総合的に進める。」の公共的利用は地域主体の取組も対象となるのか。	所有者不明土地問題に関する制度については、国土審議会土地政策分科会特別部会で検討が進められています。平成 29 年 12 月に公表された中間取りまとめ(案)では、地方公共団体に加え、NPO など民間の主体が所有者不明土地を地域住民等のために公共的に利用することができる制度の創設が提案されています。 ※別紙「所有者不明土地問題に関する制度の国の検討状況について」参照
第 3 章 1 総合的な措置 (2) 土地の有効利用の促進		所有者不明の土地対策は法律事項であるが、県の計画で「国における新たな制度化等の動向を踏まえ」と記述するのは適切ではないので表現を工夫したほうがよい。	○ ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「所有者の所在の把握が難しい土地については、土地の円滑な利活用に支障を来さないよう、所有者の探索や相続登記の促進等により所有者の確定に努めるとともに、公共主体に加え、 民間事業者も含め 地域ニーズに対応した幅広い公共的利用を可能とする 制度等の活用により、仕組みの構築など、国における新たな制度化等の動向を踏まえ —その増加の防止や円滑な利活用等 に向けた取組 を総合的に進める。」
第 3 章 2 区分別の措置 (1) 基本方針別の措置 ア 日本一の「安全・安心」を実現する県土利用		本県は津波だけではなく風水害等の被害も想定されうるため、被災後の迅速な復旧・復興に備えて策定に努めることとされている「土地利用の方針」の対象を津波に限定しない「災害による被災後の迅速な復旧・復興」あるいは「津波等の被災後の迅速な復旧・復興」とした記述が望ましい。	○ ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「 津波等の被災後の迅速な復旧・復興の備え として被災後の土地利用の方針等の策定に努める。」
第 3 章 2 区分別の措置 (2) 地域別の措置		土地利用との関連性が低いと考えられる県のソフト事業の記述が多く、総合計画と重複している部分があるとの印象を受けるので整理が必要である。	県土の利用区分ごとの目的に応じた県土の有効利用を図っていくためには、ハード整備に加え、ソフト施策による取組も必要であります。このため、ソフト施策についても記載しておりますが、ご意見を踏まえ、県土利用との関連が分かりにくい記載について【資料 2 - 2、3】のとおりに一部見直しします。
第 3 章 2 区分別の措置 (2) 地域別の措置		地域別の措置にサイクリングというワードを入れると実態に即した計画になるので記載してほしい。	○ ご意見を踏まえ、【資料 2 - 2、3】のとおりに追記します。